

大牟田市とイオンモール株式会社及びイオン九州株式会社との連携に関する地域貢献協定書

大牟田市（以下「甲」という。）とイオンモール株式会社（以下「乙」という。）及びイオン九州株式会社（以下「丙」という。）は、一層の地域の活性化及び市民サービスの向上に向けて、相互の連携を強化することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙及び丙が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、大牟田市の一層の地域の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 乙及び丙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) 地域雇用確保への協力に関すること。
- (2) 高齢者・障害者支援に関すること。
- (3) 観光情報・振興に関すること。
- (4) 地域防災への協力に関すること。
- (5) 地域の安全・安心に関すること。
- (6) 子ども・青少年育成に関すること。
- (7) 健康増進・食育に関すること。
- (8) 地産地消の推進に関すること。
- (9) 環境対策、リサイクルに関すること。
- (10) 市政情報P R・発信に関すること。
- (11) I Cカード等の活用に関すること。
- (12) その他地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること。

2 甲は、協議の上、乙及び丙が行う前項各号に掲げる事項の取り組みについて協力するものとする。

3 甲と乙及び丙は、乙及び丙が第1項各号に掲げる事項の取り組みを効果的に実施することができるよう、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙丙合意の上、別途覚書を締結する。

4 乙及び丙は、第1項各号に定める事項の一部を、甲との協議の上、関係会社に実施させることができる。この場合において乙及び丙は、原則として、当該関係会社を当事者に加える契約により、各当事者の責任範囲を定めるものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲、乙又は丙のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙丙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の有効期間の満了日の1か月前までに、甲、乙又は丙が書面により、他の二者に対しこの協定を終了させる旨の意思表示を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

3 前2項にかかわらず、乙又は丙が大牟田市における店舗の営業を廃止したときは、この協定は終了するものとする。

(疑義等の決定)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関する疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上、これを定めるものとする。

以上、この協定の合意の証として本協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年(2011年) 2月 18日

甲)

大牟田市有明町2丁目3番地

大牟田市

古賀道雄



乙)

千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

イオンモール株式会社

村エ教行



丙)

福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

イオングループ株式会社

岡津正章

